

坏A、甕A・B、綠釉陶器皿Aで構成されるものである。口クロ土師器坏A・B、赤焼き土器坏Aが主体を占め、これらはほぼ同数含まれる。須恵器坏は1点と著しく少ない。

口クロ土師器坏A・B、鉢Aはいずれも内面見込みのヘラミガキ調整は粗く、下部は放射状にミガキ調整が施される。再調整されないもの(B)と底面及び外面下端に再調整されるもの(A)があり、Aがやや多い。Aでは口径13.6~14.8cm、底径5.9~6.2cm、器高が4.8~5.2cmであり、Bでは口径13.8~14.6cm、底径5.9~6.1cm、器高5.9~6.2cmである。

赤焼き土器坏A・Bは口径13.8~15.8cm、器高4.8cmであり、小型坏は含まれない。内面にヘラミガキされるもの(B)がある。

須恵器甕Aは完形ではないが、なで肩状の器形から9世紀後葉以降にみられるものである(村田晃一:1992)。

次に上記の特徴と類似する資料として、多賀城跡E群土器(白鳥良一:1980)、多賀城市高崎遺跡S X 1080土壙(高野芳弘:1991、千葉・伊東:1995)、仙台市藤田新田遺跡S D 302 C河川跡(村田晃一:1994)などをあげることが出来る。多賀城周辺のものと比較すると土師器及び赤焼き土器の器形や法量、須恵器の比率が低いなど類似しているが、器種構成に欠落するものや宴会や儀式などに使用されたとされる赤焼き土器の比率が多いものがあるなどの相違はみられる。これらは灰白色火山灰層の前後で認められるもので、10世紀前半の年代が与えられている。

上記の遺跡と宮城県北部とは離れており遺跡の性格も異なることから単純な比較は難しいが、特徴が類似することから67号土塙出土遺物は10世紀前半の年代が考えられる。

なお、第19図7の体部には墨書痕跡が認められる。字形は多賀城市多賀城跡(宮城県多賀城跡調査研究所:1979)や仙台市五本松窯跡第15号窯跡出土平瓦刻印(佐藤・小川:1987)などで「土」と判読されたものに似るが、左側のはらいがないなど字体が異なる。したがって、ここでは判読不能と考える(註2)。

- (1) 緑釉陶器の産地及び山王遺跡出土綠釉陶器の観察にあたっては宮城県多賀城跡調査研究所吾妻俊典氏、阿部恵氏、後藤秀一氏、宮城県教育庁文化財保護課村田晃一氏、柳沢和明氏にご教授・ご協力をいただき、洛西産とご教授いただいた。また、平成14年3月2日にさいたま市で開催された第6回窯跡構造研究会の際、矢本町教育委員会佐藤敏幸氏に愛知県立愛知高等学校城ヶ谷和弘氏の紹介を受け、近江産かとのご教授を得た。いずれの見解も東海産ではないことは確実であるとする。なお、平安京での年代観は洛西産綠釉陶器は9世紀前半~10世紀前半、近江産綠釉陶器は10世紀前半~11世紀初頭とされる(平尾政幸:1994、宮城県教育委員会:1998)
- (2) 墨書土器については再度検討を行い、今後刊行を予定している「長者原 遺跡発掘調査報告書」(1988年調査、刻書土器が出土)で報告する。

### 東北地方北部系の土師器について

東北地方南部の土師器とは異なる属性をもつ土師器が出土した。土師器は非口クロ土師器坏(第23図13)と長胴甕(第24図1)がある。

坏は半円球状の有段丸底で、内弯気味に外傾しながら口縁部に至るものである。口縁部は横ナデ、段以下にケズリ、ミガキがみられる。段の位置は中位やや上に位置するもので身はやや深い。口径17.2cmと大型である。形態は東北地方南部の土器型式である「栗囲式」(氏家:1957)の範疇で捉えられるものである。しかし、外面の段以下にミガキがみられること、内面には段や屈曲はみられないが、内面

見込みに放射状の細かいヘラミガキが施されることは、東北地方北部の土師器坏の製作技術に影響を受けたものである。したがって、東北地方南部の土師器の要素と北部の土師器の要素を併せ持つものである。栗団式は近年細分が試みられており(村田晃一:1998、佐藤・益子・菅原:2001)形態からおよそ7世紀後半~8世紀初頭頃のものと考えられる。

長胴甕は頸部に段を持つもので、頸部から外傾しながら立ち上がり、中位で屈曲し段をもち、そこからほぼ垂直に立ち上がり口縁部に至るものである。口唇部は沈線状に窪む。調整は口縁部は横ナデ、段以下は細かいハケメ、内面は口縁部付近が横ナデ、胴部はハケメという特徴を持つ。このような特徴を持つものは青森県八戸市酒美平遺跡甕A a類(馬淵川流域、大野・渡・藤谷:2001)、岩手県山田町房の沢 遺跡 A 2類(岩手県沿岸部、佐々木・佐藤:1998)などでみられ、岩手県、青森県などの東北地方北部に広く分布する。これらの年代は上記報告書内の検討で、他の遺物との共伴関係から7世紀後葉から8世紀前葉とされる。下富前遺跡出土の長胴甕は遺構に伴うものではないが、上記の各遺跡出土の長胴甕の特徴と類似することから同時期のものであると考えられる。宮城県内の類例は数が少なく高清水町観音沢遺跡第10溝出土の長胴甕(加藤・阿部:1980、pp.181、第25図7)があげられる。頸部に沈線がみられるという相違はあるが、形態やハケメ調整は類似する。また、球胴甕で口縁部形態が類似する資料は頸部に沈線がみられるという相違はあるが志波姫町御駒堂遺跡2号住居出土資料(小井川・小川:1982)などに見つけることができる。これらの年代は7世紀後葉から8世紀前半頃と考えられている。

以上のことから、この2点は東北地方北部系の土師器であり、7世紀後半から8世紀前半頃のものと考えられる。

この時期の宮城県北部は東北地方北部の土器圏内に含まれるという指摘もある(小井川・小川:1982、村田晃一:2000)。しかし、現段階では遺構に伴わないものであり、同時期の遺物は第1次調査時に2号溝跡から出土した非口クロ土師器高坏と須恵器坏蓋があるのみである(安達訓仁:2000、第30図5、6)。脚部に透かしをもつ高坏は墳墓や寺院、官衙などから出土すると指摘されるもの(村田晃一:2000)で、坏蓋は涌谷町長根窯跡A地点1号窯跡(佐々木・桑原:1971)出土坏蓋に類似する。このような土器と東北地方北部系の土師器がほぼ同時期に存在する可能性が高いことから、今後周辺の調査を行い概期の遺構の検出をまって検討する必要がある。

### 集落の変遷について

上記の検討から集落の変遷を考える。ただし、遺構に伴う遺物が少なく詳細な検討を行うことはできなかった。ここでは、各遺構の検討を基に大きく第~期に分けてそれぞれの特徴を考える。

**【第一期】**7世紀後半から8世紀前葉までの栗団式期である。遺構は検出されず、遺物のみが出土するもので、非口クロ土師器高坏、須恵器坏蓋、東北地方北部系土師器がある。これらはほとんどが、15区の2号溝跡から出土しているので、周辺に遺構が存在する可能性が高い。ただし、15区周辺は昭和30年代の開田により削平を受け、極めて残存状況は悪いと考えられる。

**【第二期】**8世紀前葉以降の国分寺下層式期(氏家:1957)である。1号住居跡と55号住居跡、2号溝跡(a期)があり、該当する遺構数は少ない。住居跡からの土器の出土は少なく、確定的ではないが、

住居跡の方向が一致することから同時期のものであろう。2号溝跡は掘り直されたb期のものに灰白色火山灰を含むことからa期はそれ以前のものと考える。住居跡は2号溝跡の南側と北側に展開し、約50mほどの広がりを持つ。瀬峰町大境山遺跡(阿部・赤澤:1983)などと同様に住居跡数棟が集まり、そのような単位が適度に散在するものと考えられるが、広範囲に面的な調査をできていないため、詳細な集落の構造や規模は不明である。なお、19号建物跡や91号建物跡の梁行は2号溝跡とほぼ並行することから、2号溝跡機能時に同時存在する時期があると考えられるが、これら建物跡が2号溝跡掘削時まで溯るかどうかは、遺物が少なく、重複関係もないため、正確には位置づけられない。

【第 期】9世紀以降の口クロ土師器が出土する時期である。住居跡・竪穴遺構、井戸跡、溝跡、土塁がある。期と比して遺構数が多く、口クロ土師器に赤焼き土器が共伴するものもあることから、数期に細分されるものと考えられるが残存状況や遺物の出土状況が悪く詳細は不明である。住居跡・竪穴遺構は3棟あり、詳細な時期決定はできないものの9世紀代のものと10世紀前半頃のものがある。井戸跡や2号溝跡も出土遺物や堆積土から9世紀代~10世紀前半に機能していると思われる。これらが分布する範囲は東西約200m、南北約60m以上と広範囲に広がるが、同時期に存在する住居跡は数棟が散在するものと考えられる。井戸跡は住居跡などから離れた場所に位置する。構造は第 期と類似するものであろう。

現段階での集落の変遷は8世紀から10世紀まで継続して営まれると考えられるが、集落構造は面的な調査を行っていない事から不明な点が多い。今後機会がある場合、これらを検証していく必要がある。

## 2. 中世

### 遺物について

中世の遺物は中世陶器が9点出土したのみである。カラー図版2の下段に主要なものの8点を掲載した。いずれも破片であり、遺構からの出土はない。器種としては甕、壺などの袋物や擂鉢がある。特徴のわかる擂鉢口縁部破片(第30図6)は器形から在地産のもので、13世紀後半から14世紀前半頃のものと考えられる(飯村均:1995)。この他、東海地方産や在地産のものがあるが破片のためその特徴を把握することが難しいのだが、おおよそ上記の年代のものと考えられる。なお、近世の遺物はほとんど出土していない。

### 遺構について

中世頃と考えられる遺構は掘立柱建物跡がある。今回多数のピットを検出しているが掘立柱建物跡と認定できたものは2棟と少ない。これらはいずれも調査区の関係から全体の規模は不明である。また、第2次調査検出の建物跡を含めると5棟になる。建物跡の分布は2区南側、12区、3区の遺跡中央付近に集中するが、ピットは11区東側から15区西側に広く分布する。これらは、いずれも柱穴の規模が0.2~0.3mほどの小型であることから中世頃のものである。調査区の関係から詳細な建物跡の変遷を追うことはできない。出土遺物から13~14世紀頃の屋敷跡と考えられる。ただし、ピットには根固めのためとみられる礫があるものや礎板石と考えられる礫が底面にみられるもの(第14図、12-P)